

秋



今面ノ申渡候ニ付テ、不取般別紙ノ通
處置ヲ為スルニ、閣議決定相成然

閣中 一四三 十二九四
通 五
通 五
通 五

閣中 一四三 十二九四 十二九四

發 冊 府

閣中七	昭和八年 一秘密会ニ於ケル外務大臣演說中誤ノ件	百廿百	九
閣中三	大正十五年 一皇統御順位御確定ノ件	百廿百	八
	鉄道ニ関スル件		

ニハレト認ム

宣

- 一 千葉^縣習志野及下志津演習
廠舎ニ一万五千人ヲ容ルヘキニト
- 一 陸軍テントハ戒嚴司令官ト協議
上取計フヘキニト
- 一 ハラックハ工兵ニ建築ヲ托スルニト
- 一 材料ハ救護事務面ニ於テ徵集
支給スルコト
- 一 米サハアレハ炊出し得ルニト
- 一 近傍師團ヨリ軍隊食糧ハシテ

給與スルコト

只今テ約三万人分列著

一燒残米ハ見込ナキコト

糧秣廠ノ分ハ試驗済

一官域前ハテント至急著手ノコト

一暴利取締ハ嚴重ニ施行ノコト

農商務大臣主任

山形

一警察案ノ力ニテ難人ヲ一團トシテ保護使用スルコト

陸軍

一軍隊於テ自治團、青年團ノ先

者携帯ヲ禁止ニ必要ノ場合ニ差押ス

臨時

一臨時燒場ヲ設置ニ便宜ノ處置

トシテ軍隊ノ力ニテ戒嚴的衛生ノ

處分ニ任スヘキコト

陸軍

一近傍軍隊ヨリ軍醫衛生隊ヲ差遣

スルノ取計ヲ為スヘキコト

赤十字社派出ノコト

一火災保險金ノ支出能否ヲ審議

決定スルコト

農商務
司法

陸軍

一 銀行ヲ開クニ就キ軍隊ノ援助ヲ

求ムルコト

宮内省

一 宮城前ノ外新宿御苑・深川宮

内省用地等ヲ開放スヘク思召仰

出サレタル趣ノコト

一 土地ノ撫輯ニ戒嚴司令官ニ任

スヘキコト

一 鮮人・浮浪人ノ習志野ニ之ヲ集ム

ルコト

一 外國人ノ大公使館負限ノパンヲ供給

外務

宮内省

一 宮内省ノ木材ハ一般的ニ材料トシテ

御下賜相成ルコト

一 朝鮮總督・其津河總督及關東

長官ハ実情及經過ヲ電報スル

コト追テ詳報スルコト

一 下関ニ於テ朝鮮人入國ヲ拒絶スル

コト朝鮮總督ニ以テ通報ノコト

一 朝鮮人保護ノ方法ヲ講シ一團ト

ニテ習志野ニ安全ニ居住セシメ任意

拓殖局

拓殖局

大蔵省事務

方働：従事セシムニキ方法ヲ講スヘ
キニト

モラトリウム一ヶ月限支拂臨時停
止施行：其關係者：於テ攻究ノ

ニト
但シ銀行預金ニ除外倒トシテ一圓
百圓限リ支拂ヲ認ケルコト

首相

各大臣

通勅 五位 五位 五位

局長 様

大正十二年九月十一日

内閣書記官長

各大臣

通勅

今次ノ震災ニ就キ列國ヨリ
寄與スル救済事項ニ對シテ
帝國政府ノ態度細欲ニ關シ